特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会加盟の団体に関する規程

（趣　旨）

1. この規程は、特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会（以下「本会」という。）

　定款第３章に基づき必要な事項を定めるものとする。

　（団　体）

1. 定款第６条第１号の団体とは、焼津市を統括する種目別スポーツ団体（以下「団

体」という。）をいう。

（入　会）

1. 本会に加盟しようとする団体は、次の書類を提出し、審査を受けなければなら

ない。

1. 加盟申請書
2. 団体規約
3. 事務所所在地及び事務担当者名
4. 役員名簿及び加盟人数
5. 当該年度の事業計画書及び収支予算書
6. その他本会が指定する書類

（入会金及び会費）

1. 団体は、次により入会金及び会費を納入しなければならない。
2. 団体は、毎年６月末までに会費を納入しなければならない。
3. 新たに加盟を承認された団体は、直ちに入会金及び会費を納入しなければな

らない。

　（評議員）

1. 団体は、加盟した時及び評議員改選時には、その団体を代表する評議員２人を

選任し、速やかに本会に届けなければならない。

２　評議員の変更についても前項と同様、速やかに本会に届けなければならない。

　（書類の提出）

1. 団体は、毎年度当初に次の書類を提出しなければならない。
2. 当該年度の役員名簿及び加盟人数
3. 当該年度の事業計画書及び収支予算書
4. その他本会が指定する書類

２　前項の提出書類及び第３条第２項並びに第３号の提出書類について変更のあった場合は、速やかに本会に届けなければならない。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。